ものではありません。

方法を変更するものであり、

新たな税負担が生じる

県民税の年金からの引き落としの導入は、

納

付

ときなどは、公的年金からの引き落としが中止にな

普通徴収になります。

金に課税される市・県民税額に変更があったりした ただし、年の途中で秋田市外へ転出したり、公的年 を選択することはできませんのでご了承ください。



対象になるかたは

介護保険料が年金から引き落としされているか つの公的年金で年額18万円以上受給している 歳以上のかた(基準日は毎年4月1日

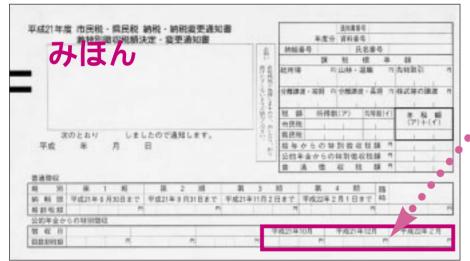
右

通知書4枚目に記載していますのでご確認ください。 す。この欄に記載がないかたは引き落としの対象 税される分の2分の1の額)の引き落としが始まり 照)に税額が記載されているかたは、 知書1 ません。引き落としされる年金と年金支払者は 年金から、平成21年度市・県民税(公的年金に課 枚目の「 両方に該当し、 公的年金からの特別徴収」欄 6月10日にお送りした納 10月に支給される 下 図 ぶにな

6月にお送りした納税通知書1枚目

徴収(納付書または口座振替での納付)での納付方法

公的年金から引き落としされる市・県民税は、



# DESCRIPTION OF THE PERSON. RES 「火による名名書 克当线等额

納税通知書4枚目

# 公的年金からの特別徴収」欄

平成21年10月·12月、平成 22年2月に支給される年金か ら引き落としされる税額を書い ています。この欄に数字が書か れていない場合は、年金からの 引き落としはありません。

# 「特別徴収対象年金」欄

引き落としされる年金の名称を 書いています。

# ●「支払者」欄

引き落としされる年金の支払者 を書いています。

# ●「仮徴収税額」欄

平成22年4月・6月・8月に支 給される年金から引き落としさ れる税額を書いています。10 月以降に引き落としされる税額 は、来年6月にお送りする納税 通知書でお知らせします。

# 国民健康保険加入者のかた

# 出産育児一時金が 42万円にアッ

1児あたり38万円から

10月1日の

額です。それ以外の場合は1児あたり39万円 に加入している分娩機関で出産した場合の金 重度の脳性まひになった場合に補償する制度 注1...産科医療補償制度/分娩時に赤ちゃんが

# になります。 出産から、 る出産育児一時金が、 いるかたが出産したときに支給す 42万円(注1)になりました。

# 直接支払制度をご利用ください

で す。 出産育児一時金を市(国民健康保険)から分娩機関へ直接支払う制度 産費用が42万円未満の場合は、その差額を申請により支給します。 た場合は、超えた分を分娩機関に支払うことになります。また、出 出産費用が42万円(または39万円。注1を参照。以下同じ)を超え 直接支払制度は、高額な出産費用を準備しなくてもいいように、 利用するかたは分娩機関で手続きしてください。

直接支払制度を利用しないかた... いったん支払うことになります。 時金の申請をしてください。 出産費用の全額を、 出産後に左記の窓口で出産育児 分娩機関へ

\*

左記の窓口で手続きしてください。

河辺・雄和市民センター、岩見三内・大正寺連絡所

申請窓口

国保年金課、

ビスセンター、アルヴェ駅東サービスセンター、

市民課、土崎支所、

西部市民サー

世帯主名義の預金通帳など(口座確認のため) 出産費用の領収証など 国民健康保険被保険者証

用意するもの

問い合わせ

国保年金課給付担当四(866)2098

介護保険に加入しているかた

## 住宅改修 福祉用具購入費の 受領委任払制度を10月から開始

介護保険に加入しているかたに対する住宅改修費 (介護予防分を含む)と、腰掛け便座や入浴台などの 特定福祉用具購入費の支給は、利用者がいったん費 用の全額を支払った後に市に申請して保険給付(9 割)を受けるという「償還払い」を原則としています。

10月から始まった「受領委任払制度」は、利用 者の支払いが初めから1割で済むようにして一時 的な負担を軽減するものです(残りの9割は市が業 者へ直接支払います)。なお、これまでの「償還払 い」を利用することもできます。

## 受領委任払制度を利用するときは

住宅改修費も特定福祉用具購入費もこれまでと 申請方法は変わりません。ただし、受領委任払制 度を利用できる業者は、市に登録した「受領委任 払制度取扱業者」に限られていますので、受領委 任払制度を利用して改修・購入する際はご注意く ださい。受領委任払制度取扱業者は、市役所福祉 棟2階の介護・高齢福祉課にあるリストか、市ホ ームページでご確認ください。

http://www.city.akita.akita.jp/city/wf/kg/

- 問い合わせ | 介護・高齢福祉課☎(866)2069

秋田市国民健康保険に加入して

# 来年小学校に入学するお子さんを対 就学時健康診断を実施します

### ます。 する場合は、診断票が届いた後に学事 指定する会場で受診してください。 すので、お住まいの学区の小学校また ころに「就学時健康診断票」を郵送し に、下表の日程で就学時健康診断を行 へご連絡ください。☎(866)224 用 も ま の す る 受付時間 対 象 事情により指定会場以外で受診を発 対象になるお子さんに10月20日 午後1時20分~2時 1日に生まれたお子さん平成15年4月2日~16年4

母子健康手帳 就学時健康診断票

		月	3 課	望	は	ま (!	元) い	象
実施日				会 場				
10月	28日(水)	中通小・川尻小・土崎小・広面小						
	29日(木)	明徳小・外旭川小・八橋小						
	4日(水)	河辺総合福祉交流センター・土崎南小 ※岩見三内小・赤平小・河辺小・戸島小学区のお子さんは 「河辺総合福祉交流センター」で受診してください。						
	5日(木)	日新小・下新城小・下北手小・上北手小 ※金足東小・上新城小学区のお子さんは「下新城小」で受診してください。						
	6日(金)	桜小						
11月	9日(月)	<b>雄和公民館</b> ※川添小・種平小・戸米川小・大正寺小学区のお子さんは 「雄和公民館」で受診してください。						
	10日(火)	牛島小・飯島小・豊岩小・大住小						
	12日(木)	保戸野小・太平小・四ツ小屋小・御所野小 ※山谷小学区のお子さんは「太平小」で受診してください。						, \ <sub>o</sub>
	13日(金)	旭北小・港北小・下浜小・東小・寺内小						
	16日(月)	築山小・旭川	小・仁井	井田小・泉	小 .	浜田小	,	
	17日(火)	旭南小・高清	水小・腸	勝平小・飯	島南	小・金	足西小	